



ひとり親家庭の ために

ひとり親家庭等のための制度 変更あり 巻頭ページ参照

子育て支援課

ひとり親家庭等のために、次のような制度があります。詳しくは、子育て支援課にお問い合わせください。

▼児童扶養手当

原則として18歳以下の児童を育てているひとり親家庭等に申請月の翌月分から手当を支給します（所得制限あり）。

●対象

母子家庭、父子家庭、祖父母等の養育者が児童を養育している家庭、父または母に障がい（政令で定める以上）がある家庭、父または母の生死が明らかでない家庭等

※公的年金給付等を受けることができる場合には、公的年金給付等の額が手当額を下回るとき、差額分の手当を受給できます。

●支給月 1月、3月、5月、7月、9月、11月（年6回）

▼ひとり親家庭等医療費助成

原則として18歳以下の児童を育てているひとり親家庭等に、保険診療で支払った自己負担額を助成します（所得制限あり）。ただし、児童が規則に定める程度の障害があるとき、または学校教育法に規定する高等学校等に在学しているとき（学校で発行する在学証明書の提出が必要です）は、20歳未満までとします。

●対象

母子家庭、父子家庭、祖父母等の養育者が児童を養育している家庭、父または母に障害（規則で定める以上）がある家庭、父または母の生死が明らかでない家庭等

▼ひとり親家庭等日常生活支援事業

就職活動・就学等の自立促進に必要な事由や疾病等の社会的理由により、家事・保育等の支援が一時的に必要な場合に家庭生活支援員を派遣します（所得制限あり、事前相談必要）。

●対象

母子家庭、父子家庭、寡婦

▼母子家庭父子家庭自立支援教育訓練給付金

雇用保険制度等で指定された職業能力開発のための教育訓練を受講する場合、受講料の一部を支給します（所得制限あり、受講前相談必要）。

●対象

母子家庭、父子家庭

▼母子家庭父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業

対象資格を取得する際に養成機関において修業をする場合に、一定期間支給します（所得制限あり、受講前相談必要）。

●対象 母子家庭、父子家庭

▼ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

就職・転職を有利にするため、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、民間事業者等が実施する対策講座を受講する場合、受講費用の一部を支給します（所得制限あり、事前相談必要）。

●対象 ひとり親家庭の親、及びその児童（20歳未満）

▼母子父子寡婦福祉資金の貸し付け

生活の安定を図るため、神奈川県母子父子寡婦福祉資金の貸し付け相談を行っています。

●日時

月～金（祝日、年末年始を除く）

9時30分～16時（予約制）

※事前に電話予約をしてお越しください。

●貸し付けする資金の種類

技能習得、就職支度、住宅、転宅、医療介護、生活、修学、就学支度、就業ほか

●対象 母子家庭、父子家庭、寡婦

ひとり親家庭等のための相談

▼母子・父子自立支援員による相談

母子・父子家庭や寡婦の方を対象に、神奈川県の子母子父子寡婦福祉資金の貸し付けの相談を受け付けているほか、生活や仕事、子育て等の生活一般について、母子・父子自立支援員が相談をお受けします。相談は無料となりますので、お気軽にご相談ください。

●日時

月～金曜（祝日・年末年始を除く）9時30分～16時（予約制）※事前に電話予約をしてお越しください。

●場所 子育て支援課

▼ひとり親家庭・総合支援情報サイト

「カナ・カモミール」

主に神奈川県内のひとり親家庭を対象として、行政やNPO等の支援情報を掲載しています。



▲詳細はこちら

▼かながわひとり親家庭相談 LINE

県が実施するLINE相談。仕事、お金、子育て、くらしの不安や悩みなど、ひとり親家庭の方のさまざまな相談を受け付けています。

●日時 火・木・土の14時から21時（祝日・年末年始を除く）

●友達追加方法

LINEアプリでID

「@kana_hitorioya」を検索



▲詳細はこちら